特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	長洲町　国民健康保険関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長洲町は、国民健康保険給付関連事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を口実事により個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険給付関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱及び扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

長洲町長

公表日

令和8年3月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収及び被保険者証・限度額認定証の交付、高額療養費などの申請に基づく保険給付事務を行っており特定個人情報ファイルは次の場合に使用する。①申請や届出書に関する事務②被保険者の資格管理事務③給付等に係る所得区分判定の確認④保険税の賦課・徴収⑤収納に関する事務⑥収納業務に係る口座管理事務⑦滞納整理事務⑧保健事業⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務⑩機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険賦課システム、滞納整理システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
1. 国民健康保険資格情報ファイル、2. 国民健康保険賦課情報ファイル、3. 収納消込情報ファイル、4. 滞納整理情報ファイル、5. 口座管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表44項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　69、70、71の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　69、70、71の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健介護課
②所属長の役職名	福祉保健介護課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課　〒869-0198　熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766　0968-78-3113

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会で情報を閲覧する際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定してあるため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健介護課長　馬場　昌敏	福祉保健介護課長　吉田　泰滋	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	福祉保健介護課長　吉田　泰滋	福祉保健介護課長　宮本　孝規	事後	
令和2年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収及	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収及	事後	
令和2年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム、国民健康保険賦課システム、滞納整理システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険賦課システム、滞納整理システム、中間サーバー、国保	事後	
令和2年4月1日	個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一　第16項、第30項	番号法第9条第1項　別表第一の30の項 番号法第9条第2項	事後	
令和2年4月1日	情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第7項　別表第二 （1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,44,45,46,58,6	番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠）	事後	
令和2年5月28日	評価実施機関における担当部署	福祉保健介護課長　宮本　孝規	福祉保健介護課長	事後	
令和3年6月15日	対象人数、取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年6月10日	対象人数、取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年12月10日	対象人数、取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
	個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第9条第1項　別表44項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　69、70、71の項	事後	
	情報提供ネットワークによる情報連携	番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・42,43,44,45 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　69、70、71の項	事後	
令和8年3月1日	対象人数、取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和8年3月1日　時点	事後	
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナポータルで情報を閲覧する際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式改定による追加
令和8年3月1日	Ⅳリスク対策 11，最も優先度が高いと考えられる対策		自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定してあるため。	事後	様式改定による追加